

平成 30 年 7 月 17 日
株式会社 筑邦銀行

「平成 30 年 7 月豪雨」の被災により
借入金の返済が困難となった個人のお客さまへ

このたびの大雨により被災された皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。
皆さまの一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

このたびの大雨による被災は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
の対象災害となりました。

返済が困難であるなど生活再建でお悩みの個人のお客さまは、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除・減額を申し出ることができます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」については、以下のサイト
をご参照ください。

(一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページへリンク
しています)

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>

以 上